

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

13

- ・今後附込研修会で医療の側面の増加に向か、増加の実情に応じた各市医療の体制整備を進める。「在宅医療において機能的経済を持つ医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を国際計画に位置付け、適切な住宅医療の領域を設定する。
 - ・在宅医療者の医療時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の状態に沿った医療・ケアの提供を進め、平時から在宅医療に係る連絡体制の構築を進め、災害時に向けた医療連絡体制(BCP)の策定を推進する。
 - ・医師・歯科医師が在宅診療を技術上優れた評価に基づく面倒による。在宅医療患者への対象・ケアの権利を進める。在宅医療における医療機関・医師について明確にする。

在去质询办退休休养



- 國は、都道府県に対し、診療報酬及び医療費控除の必要額の算定等を監視する、監視的監視は、國が心臓科を受けたデータを監視され、在宅看護の費用抑制を図るしながら在宅医療の体制整備を進める。
 - 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携医療の役の」とについて、それそれが担うべき機能や役割を整理する。
 - 「在宅医療に必要な設備を想定更改」と「在宅医療・介護連携認定事業者との連携改進の会」

角筋筋・筋取り、複数野原にむける空欄件面

- * 在宅面接における問題解決の忍耐力開拓と柔軟性として柔軟な問題解決や柔軟な意思をもつ柔軟な問題解決を明確化することとともに、柔軟な在宅面接の問題の解決への意欲を燃やす。
 - * 面接終了前では、柔軟な問題解決や柔軟な意思に忍耐力などから、「在宅面接における問題を担当教員」場に忍耐して柔軟から柔軟を運営を運営するとともに、柔軟が問題解決の柔軟性から柔軟を運営しながら、問題解決は問題解決の柔軟性を運営する。



在宅医療における各種理の関わり

- 心理面面について、精神的外因行動障害傾向の内因説導。歩一走オルタナティブ地図が認知に寄与した整理化、事務作業の過誤、営業担当者等について取扱を認める。
 - 田村耕輔と坂井吉雄が取り組む田村耕輔所長との連携が医師選択課題の評議会を進めるところに、医師選手本の複数、技術的知識を理解への課題について評議会する。
 - 多種多様な専門への打合せ第一マネジメントの準備等の過程から、専門医療に関する各専門知識等向上を図り、専門性を強調する活動、小委員会、コラボ研究会が開催され知識の充実度が、専門医療に必要な基礎知識の専門性評議会構成する。
 - 専門医療機関の開拓における医療機関の問題、被診者医療機関の専門性評議会構成する。
 - 専門医療機関の開拓における医療機関の問題、被診者医療機関の専門性評議会構成する。

国指針の概要（在宅医療分野）

○ 現行の県医療計画と次期計画策定に向けての国指針の比較

区分	第8次 静岡県計画	次期計画に向けての国指針	
		方向性	国指針の概要
在宅医療の圏域	2次医療圏	地域の実情に 応じて設定	2次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く。)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう(中略)市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源の実情に応じて弾力的に設定
積極的役割を 担う医療機関	位置付け無	位置付ける	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等の地域において在宅医療機関を担っている医療機関 ※自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所
必要な連携を 担う拠点	位置付け無	位置付ける	地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれか ※市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業において実施される取組との連携を図ることが重要

在宅医療の領域とは（国研修会資料から）

在宅医療の区域の設定単位の考え方

○ 在宅医療の面でも、「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う医療法人」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを踏まし、医療の二つの医療圈にこだわらず、できる限り必要な時の対応体制（重複開設を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所管轄等の地域の実情に応じて柔軟的に設定する。



他県状況調査 在宅医療圏（福岡県調査6/2速報値）

●福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県) ②まとめ

区分	現行	次期計画	次期計画	数
在宅医療圏	2次医療圏	2次医療圏	18	21
		市町又は複数市町	1	6
		都市区医師会又は市町	1	2
		都市区医師会に実態反映	1	2
	市町村	検討中	4	9
		市町村	6	6
		4つの場面ごとに設定	1	46
その他	都市区医師会	検討中	2	方向性
		都市区医師会	3	現状維持
	保健所	保健所又は市町村	1	新規設定
		保健所	2	地域細分化
	その他	現行を維持	3	地域統合
		2次医療圏	3	検討中
合計	46	46		46

在宅医療において積極的役割を担う医療機関とは（国研修会資料から）

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

第1回 第14回「門診システム
ネットセンター企画委員会
連携実績

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、少額院支援、多額院支援、介護認定の状況、医薬取扱いの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に「在宅医療の体制構築に係る指針」において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画へ位置付けること。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項において、「在宅医療に必要な連携を担う観点」の目標や求められる事項と照應している内容がある。

① 在宅医療の体制構築に係る指針

第2章 在宅医療の構築に必要な事項

2. 各種連携役との連携

（57）在宅医療において構成的役割を担う医療機関

問題（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、日々24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の連携を行いながら、高齢や介護、障害者の場所での多機能連携の実現を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として実現する意図である。また、問題（2）における医療連携体制の実現を目指すための連携者登録の仕組は特に強調される。

② 視点

※ 視点は「在宅医療に必要な連携を担う観点」の範疇に属する事項

・在宅医療の構成的役割を担うことを実行うこと

・多職種が連携し、医療的、看護的な在宅医療を提供するための連携を行なうこと

・医療機関における実際の連携機関への連携を行うこと

・患者の家庭への連携を行なうこと

・患者の家庭への連携を行なうこと

③ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

・医療連携（特に一人の医師が担当している診療所）が必ずしも叶わない場合や医師不勤時、患者の病状の変化時等における診療の実施を行うこと

・在宅での検査に特化する患者にとって必要な医療及び介護、検査結果サービスが十分確保できるよう、開業開始に働きかけること

・医療研修制度における在職医療研修において、在宅医療の場面で研修を受ける複数名の医師に開放すること

・医療機関にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の褥瘡防護を専用している医療の施設等による計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の専門家等との連携を行なうこと

・施設内医療支援センター等と連携し、医療に必要な医療器等の供給、検査検査サービスや連絡の無効化につながるセンターに医療機関に接続すること

・入院検査を有する医療機関においては、患者の病状が発症した際に受け入れを行うこと

在宅医療において積極的役割をなす医療機関（国指針の候補の比較）

診療報酬上の施設区分である4医療機関（在宅療養支援病院（診療所）、在宅医療後方支援病院、地域包括ケア病床を有する病院）について、達成状況は下記のとおり

要件	在宅療養 支援診療所	在宅療養 支援病院	在宅療養後方 支援病院	地域ケア病床を 有する病院
県内の医療機関数(R5.2厚生省調査状況)	373	26	5	45
夜間、医師不在時の患者急変時等に診療の支援を実施	○	○	○	×
在宅移行する患者のため各サービスが十分確保できるよう関係者へ働きかける	×	×	△ 連携医療機関との 情報交換は実施	△ 在宅復帰に伴る 情報交換
BCPを策定し、他の医療機関に対してBCP相互支援を行う	×	×	×	×
地域包括支援と協働し、療養に必要な各サービスや家庭等の負担軽減のサービスを紹介	×	×	△ 連携医療機関との 情報交換は実施	×
患者急変時の受け入れを実施 ※入院機能を有する医療機関のみ	○ 適度充実可	○	○	○
在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に関する ※臨床研修制度の地域医療研修	×	×	×	×

○：診療報酬上対応、△：診療報酬上一部対応、×：診療報酬上求められていない

参考：福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県)

(重複あり)

区分	在支病、在支診 うち機能強化型	在後病	地ケア病床	その他	定めなし	検討中
		在後病	地ケア病床	その他	定めなし	検討中
現行	8	2	2	0	7	3.4
次期計画	30	14	8	1	8	0

県内在宅療養支援診療所(病院)、在宅療養後方支援病院の届出状況 (R5.2厚生局公表)

在宅療養支援診療所…①24時間連絡を受ける体制の確保②24時間の往診体制③24時間の訪問看護体制④緊急時の入院体制
(在支診) (在支診は連携先でも可) ⑤連携する医療機関等への情報提供(年に1回、看取り放等を報告している)⑥連
切に顧客満足度を目標に優秀賞を作成していること

在宅医療支援病院---上記在支診の(1)～(4)に加え、⑤許可病床200床未満であること又は当該病院を中心とした4km以内に診療所（在支済）がある在宅医療センターに相当する医師は専任担当者を担当しない。

在宅専門医療支援病院…病床200床以上の病院で連携する在宅医療を提供する医療機関の求めに応じて、あらかじめ届け出た在宅（在寝所）患者を24時間受け入れ可能な体制を整へ病院、3ヶ月に1回以上の連携医療機関との情報交換の実績も必要

卷之三



「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

- 「在宅医療の体制構築・係る拠点」において、①巡回診療、②日常連携支援、③看護師の登録、④看取りの役を担う医療の多くの機能の整備に向けて、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、既設計画に位置付けることとされている。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項において、「在宅医療において構造的役割を担う医療機関」の目標や求めらるべき事項と重複している内容がある。

<「在宅医療の体制構築に係る拠点」>

第3. 医療体制の構築に必要な事項

② 在宅医療との連携

（6） 在宅医療による看取り拠点

前記（1）から（4）までに明けた医療の構成に向けて、地域の状況に応じ、巡回所、訪問看護事業所、地域医療介護連携事業所、保健所、市町村等のいずれかが在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける理由は、町村が在宅医療・在宅連携推進事業において実施する連携形態が豊富である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点との同一となることも想定される。さらに、厚生省社に係る松井義徳大臣の監督性の監督し、伊藤に町村に十分に協調することが義務である。

専門、専門の在宅医療において構造的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。

【目標】

- ・各医療機関による協約かつ連絡的な在宅医療の連携体制の確立を目指すこと
- ・在宅医療に係る巡回・巡回診療を行なう。在宅医療に係る巡回診療への負担負担を行なう。
- ・看取り及び看取りに係る連携拠点への実績を行なう。
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点に係る在宅医療・
- ・施設の就寝及び介護、障害者を含む施設、訪問看護施設等に連携し、在宅医療に向けた連携体制の構築、在宅医療における連携上の課題の検討並びに介護の負担の軽減等を実現すること。
- ・地域医療ケアシステムを踏まえ、在宅医療の連携体制を整備する拠点から、地域の医療拠点（巡回診療所・訪問看護ステーション・在宅医療・介護施設等）へ連携する際、連携看護サービスにつなげ、在宅医療の連携体制を構築する。
- ・巡回診療に在宅医療より巡回診療に連携手続み、受け取れる連携に上乗医療料金料金の適用を実現する。
- ・在宅医療に係る連携拠点、障害者施設等に必要な連携・技術に連携を申請する連携の実現を行なうこと。
- ・在宅医療に係る連携拠点、障害者施設等に必要な連携・技術に連携を申請する連携の実現を行なうこと。
- ・在宅医療に係る連携拠点、障害者施設等に必要な連携・技術に連携を申請する連携の実現を行なうこと。

在宅医療に必要な連携を担う拠点
(市町村、地域医療会、保健所、医療機関等)

市町村等

地域包括支援
センター



連携



巡回
サービス
実績



訪問
看護



施設・在宅医療
連携実績



巡回・
訪問

連携

連携実績
（一連の連携）



巡回
訪問



施設・在宅医療
連携実績

連携

連携実績
（一連の連携）

在宅医療を推進するための拠点（国指針の候補の比較）

区分	市町	保健所	都市医師会
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係の業務に明るい 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部郡市医師会で、在宅医療・介護連携推進事業を市町から受託
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者以外の対象者に対するノウハウ不足 ・マンパワー不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業との連携が困難 ・マンパワー不足 ・高齢者施策の関係業務業務をになっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡市医師会での取組に濃淡 ・独立の事務局がない都市医師会あり ・本件に限らず、業務受託能力がありそうな団体は都市医師会の半数程度
課題解決の手法(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者以外の部分、県や都市医師会と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼）

●福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県) (重複あり)

区分	市町	保健所	都市医師会	在支病、在支診	その他	定めなし	検討中
現行	4	3	4	0	6	37	-
次期計画	20	6	17	1	9	0	25

今後の進め方

- (6月14日 システムサポートセンター企画委員会で国方針説明)
- 7月中 地域医療協議会、地域包括ケア推進ネットワーク会議
圏域会議で国方針説明、意見聴取
- 7月下旬 地域医療協議会等の意見を参考に方向性の検討
- 8月中 関係機関へのアンケート（意向把握等）
- 8月30日 県医療審議会へ方向性の報告
- 9月下旬 システムサポートセンター企画委員会へアンケート結果等を報告
- 10月以降 地域医療協議会等へアンケート結果等の報告
- 2月下旬 システムサポートセンター企画委員会へ各圏域の検討結果
報告
- 3月26日 県医療審議会へ報告